

○	建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）（第一条関係）	1
○	公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百八十六号）（抄）（第二条関係）	3
○	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）（第三条関係）	4
○	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第四条関係）	5
○	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第五条関係）	7
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）（第六条関係）	8
○	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）（抄）（第七条関係）	10
○	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）（抄）（第八条関係）	11
○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第九条関係）	12

改正案	現行
<p>（法第二十条第四項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第七条 法第二十条第四項の規定による承諾は、建築士が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建築主に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による報告に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建築主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 建築士は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る建築主から書面等により電磁的方法による報告を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による報告をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建築主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（法第二十二條の三の三第四項の規定による承諾等に関する手続等）</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第七条 建築士は、法第二十条第四項の規定により結果の報告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による結果の報告を受けない旨の申出があつたときは、当該建築主に対し、当該結果の報告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該建築主が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、法第二十二條の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p>

第八条 法第二十二條の三の三第四項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

2 法第二十四條の七第三項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「管理建築士等」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

3 法第二十四條の八第二項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「建築士事務所開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

(建築士審査会の委員等の勤務)

第九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(次条及び第十三条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

第十条～第十三条 (略)

(新設)

(建築士審査会の委員等の勤務)

第八条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会(次条及び第十二条において「建築士審査会」と総称する。)の委員及び試験委員は、非常勤とする。

第九条～第十二条 (略)

○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百八十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（法第十三条第三項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第四条 法第十三条第三項の規定による承諾は、同項に規定する発注者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る保証事業会社に対し同項の規定による電磁的方法による請求に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該保証事業会社から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 前項の発注者は、同項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る保証事業会社から書面等により法第十三条第三項の規定による電磁的方法による請求を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による請求をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該保証事業会社から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第五条～第七条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第四条～第六条 （略）</p>

改正案	現行
<p>（署名の収集）</p> <p>第七条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名をすることを求めなければならない。</p> <p>2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めた場合においては、その日前二日までに立会人に通知しなければならない。</p> <p>3 署名をしようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名をしようとするものとする。</p> <p>4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名をするものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。</p> <p>（解任請求書の提出）</p> <p>第八条 解任請求代表者は、署名簿に署名をした者の数が第六条第四項の規定により公告された数以上の数となつた場合においては、署名期間満了の日から五日以内に、立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名をすることによつて行うものとする。</p>	<p>（署名の収集）</p> <p>第七条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間をこえない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名し、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めた場合においては、その日前二日までに立会人に通知しなければならない。</p> <p>3 署名しようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名し、印を押すものとする。</p> <p>4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名し、印を押すものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名し、印を押す者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。</p> <p>（解任請求書の提出）</p> <p>第八条 解任請求代表者は、署名簿に署名し、印を押した者の数が第六条第四項の規定により公告された数以上の数となつた場合においては、署名期間満了の日から五日以内に、立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名し、印を押すことによつて行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>（法第二十条第三項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第五条の九 法第二十条第三項の規定による承諾は、建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建設工事の注文者に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建設工事の注文者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 建設業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る建設工事の注文者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建設工事の注文者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（建設工事の見積期間）</p> <p>第六条 法第二十条第四項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。</p> <p>一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上</p> <p>二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上</p> <p>三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上</p>	<p>（新設）</p> <p>（建設工事の見積期間）</p> <p>第六条 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。</p> <p>一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上</p> <p>二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上</p> <p>三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上</p>

2 国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

（法第二十六条の三第六項の規定による承諾に関する手続等）

第三十一条 法第二十六条の三第六項の規定による承諾は、注文者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る元請負人に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該元請負人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 注文者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る元請負人から書面等により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該元請負人から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

（特定専門工事の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十一条 注文者は、法第二十六条の三第五項の規定により同条第四項の承諾をする旨の通知（次項において「承諾通知」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第五項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た注文者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該元請負人に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該元請負人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正案	現行
<p>（署名の収集）</p> <p>第九条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名をすることを求めなければならない。</p> <p>2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、その日の少なくとも二日前に立会人に通知しなければならない。</p> <p>3 署名をしようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けた上、署名簿に署名をするものとする。</p> <p>4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名をするものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。</p> <p>（解任請求書の提出）</p> <p>第十条 解任請求代表者は、署名簿に署名をした者の数が第八条第四項の規定により公告された数以上の数となつたときは、署名期間満了の日から五日以内に立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名をすることによつて行なうものとする。</p>	<p>（署名の収集）</p> <p>第九条 解任請求代表者は、あらかじめ、場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間をこえない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名及び押印をすることを求めなければならない。</p> <p>2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、その日の少なくとも二日前に立会人に通知しなければならない。</p> <p>3 署名しようとする者は、組合員名簿に記載された者であるかどうかについて立会人の確認を受けたうえ、署名簿に署名及び押印をするものとする。</p> <p>4 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その指定する者が署名及び押印をするものとし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか並びに当該署名及び押印をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて立会人の確認を受けるものとする。</p> <p>（解任請求書の提出）</p> <p>第十条 解任請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第八条第四項の規定により公告された数以上の数となつたときは、署名期間満了の日から五日以内に立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載したうえ、署名及び押印をすることによつて行なうものとする。</p>

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（土地区画整理法を準用する場合の読替え） 第四十九条 法第九十九条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 一～三 （略） 四 法第四十五条第二項において準用する場合			
第三十二条第九項 読み替える規定	第十四条第一項又は第二項	第三十二条第七項 読み替える規定	第十四条第一項又は第二項
第三十二条第四項 読み替える規定	次条第二項	第三十二条第四項 読み替える規定	次条第二項
第三十二条第三項、 第四項前段及び第十 項、第三十三条第二	組合員	第三十二条第三項及 び第八項、第三十三 条第二項及び第四項	組合員
五 法第四十七条第三項において準用する場合		五 法第四十七条第三項において準用する場合	
読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第二項	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十六条第二項	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十七条第一項
当該部会を組織する組合員	当該部会を組織する組合員	当該部会を組織する組合員	当該部会を組織する組合員

六〇十八 (略)	第三十三條第四項	項及び第四項
	次條第二項	
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十七條第三項において準用する同法第四十六條第二項	
六〇十八 (略)	第三十三條第四項	
	次條第二項	
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十七條第三項において準用する同法第四十六條第二項	

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第二項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第三条 法第十二条第二項の規定による承諾は、同項に規定する建設業を営む者（次項において「建設事業者」という。）が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る同条第二項に規定する対象建設工事を発注しようとする者（以下この条において「発注者」という。）に対し、電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該発注者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 建設事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る発注者から書面等により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該発注者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第四条～第九条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第三条～第八条 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第七十二条第六項の規定による承諾等に関する手続等）</p> <p>第十条 法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、法第七十二条第七項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は」とあるのは、「係る」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。</p>	<p>（法第七十二条第六項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第十条 法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>3 前二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（署名の収集）</p> <p>第五条 解任請求代表者は、あらかじめ、署名の場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名をすることを求めなければならない。</p> <p>2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、当該署名の日の初日の少なくとも二日前に署名立会人（前条第四項の規定により指名された立会人をいう。以下この条及び次条において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>3 署名をしようとする者は、組合員名簿（前条第三項に規定する組合員名簿をいう。次項において同じ。）に記載された者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けた上、署名簿に署名をするものとする。</p> <p>4 前項の場合において、署名をしようとする者が法人であるときは、その指定する者が署名をし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか及び当該署名をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けるものとする。</p> <p>（解任請求書の提出）</p> <p>第六条 解任請求代表者は、署名簿に署名をした者の数が第四条第三項の規定により公告された数以上の数となつたときは、当該署名の日の末日から五日以内に、署名立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。</p>	<p>（署名の収集）</p> <p>第五条 解任請求代表者は、あらかじめ、署名の場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添え、組合員に対し、署名簿に署名及び押印をすることを求めなければならない。</p> <p>2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めたときは、当該署名の日の初日の少なくとも二日前に署名立会人（前条第四項の規定により指名された立会人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>3 署名をしようとする者は、組合員名簿（前条第三項に規定する組合員名簿をいう。次項において同じ。）に記載された者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けた上、署名簿に署名及び押印をするものとする。</p> <p>4 前項の場合において、署名をしようとする者が法人であるときは、その指定する者が署名及び押印をし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか並びに当該署名及び押印をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けるものとする。</p> <p>（解任請求書の提出）</p> <p>第六条 解任請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第四条第三項の規定により公告された数以上の数となつたときは、当該署名の日の末日から五日以内に、署名立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。</p>

2 前項の署名立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名をすることによって行うものとする。

2 前項の署名立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名及び押印をすることによって行うものとする。